

放送における社会の多様性の反映を目指したフランスの取組について

2017/12/5 情報通信法学研究会（メディア法分科会）

曾我部真裕

sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

Sommaire

- フランスの放送制度
- 報告書「テレビおよびラジオにおけるフランス社会の多様性の反映」
- 放送における社会の多様性の反映に関する法的枠組
- CSAの対話型規制

フランスの放送制度

- (相対的に) 均衡の取れた二元放送制度
 - 民放TF1の視聴率シェアが21%、公共放送France 2が14%、France3と民放M6が9-10%程度。他方、地デジ化後無料地上チャンネルも多数あり、合計で26%のシェア。

- 受信料制度
 - 公共視聴覚負担金は、テレビ受像機の保有者に課される税として住民税とともに徴収。
 - 公共放送にも夜間・早朝以外は広告放送が認められる（2009年以前は全日可能）。

独立監督機関としての視聴覚高等評議会（CSA）

- 1982年に放送監督が独立機関に委ねられたが、政権交代とともに廃止・新組織が設置されるなど不安定であった。1989年にCSAが設置されてからは定着。
- 7名の委員は、大統領が1名（委員長）、上院議長・下院議長が各3名を指名（2013年改正までは3名ずつ合計9名）。2008年憲法改正で、議会の文化委員会で5分の3の賛成が必要に。
- 自由で多様な映像・音声コミュニケーションが行われるよう放送事業を規制監督。
 - 各種規則の制定、周波数の割り当てを含む電波の監理・運用、各種の義務を定める協約を締結したうえでの商業放送事業者への免許の付与、義務違反の事業者への制裁（罰金、放送停止など。商業放送事業者の場合は免許期間の短縮や免許の取り消しも含む）などの権限を持つ。フランス・テレビジョンの社長指名権も。

報告書「テレビおよびラジオにおけるフランス社会の多様性の反映」



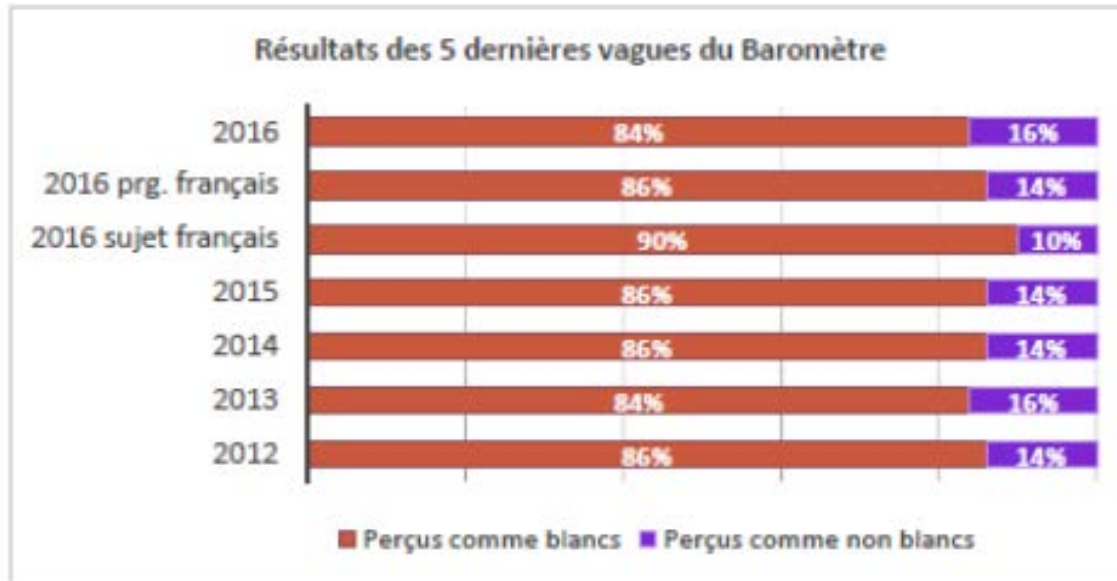
Rapport au Parlement

Juillet 2017

テレビにおける人種の描写

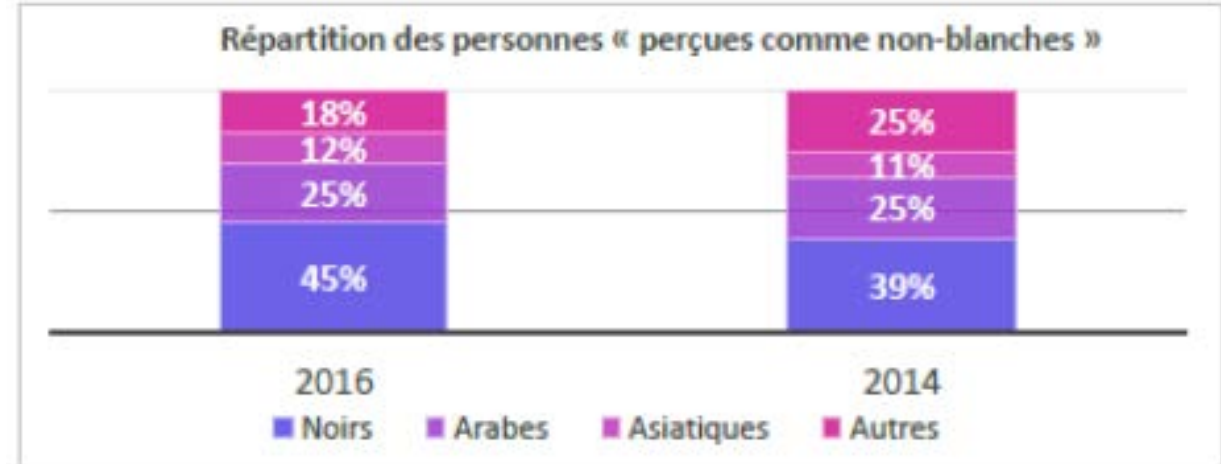
登場人物の白人／非白人の比率

白人が9割近く



非白人の内訳

黒人、アラブ人、アジア人、その他の順

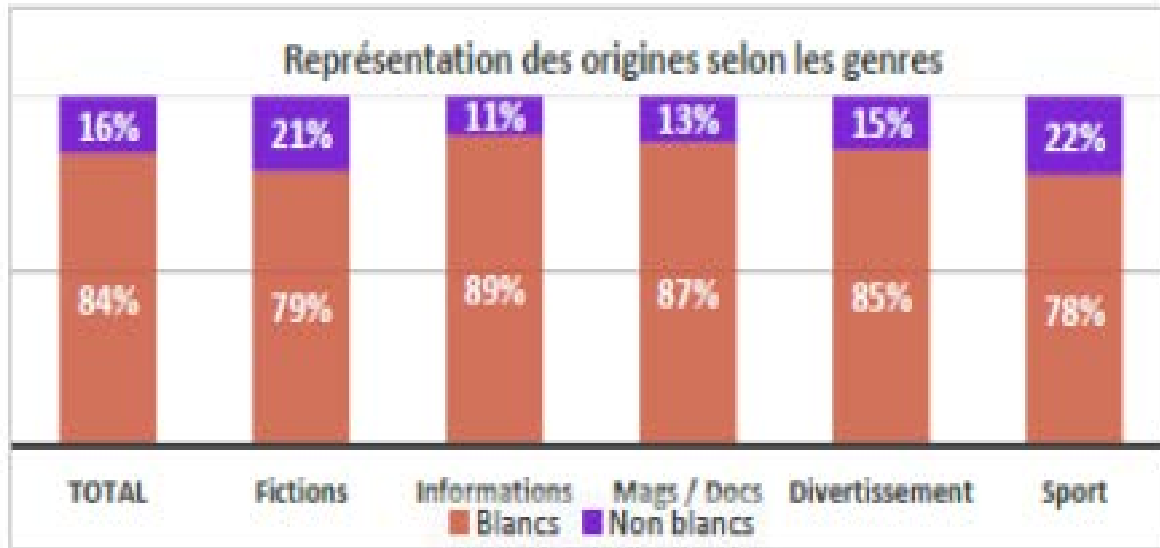


(出典) CSA, Représentation de la diversité de la société française à la télévision et à la radio Rapport au Parlement exercice 2016, 2017 (以下の図表についても同じ)

テレビにおける人種の描写

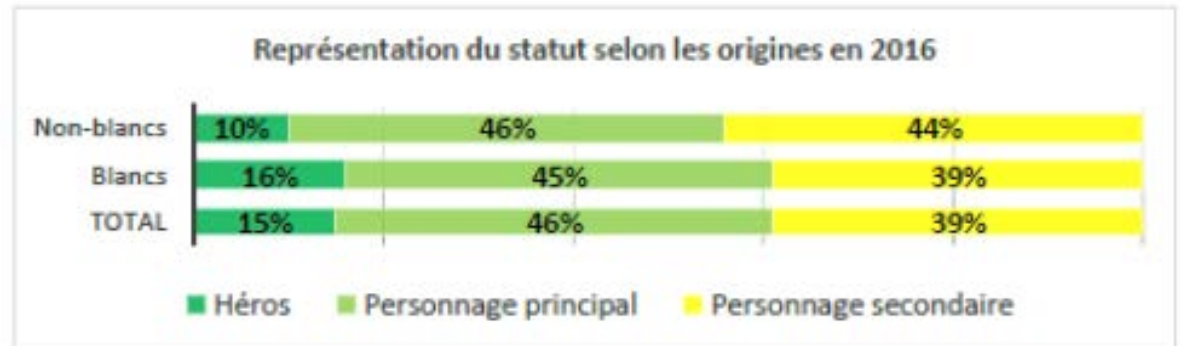
番組種別ごとの白人／非白人の割合

非白人はスポーツで多少多く、報道で少ない。



役柄別の分析

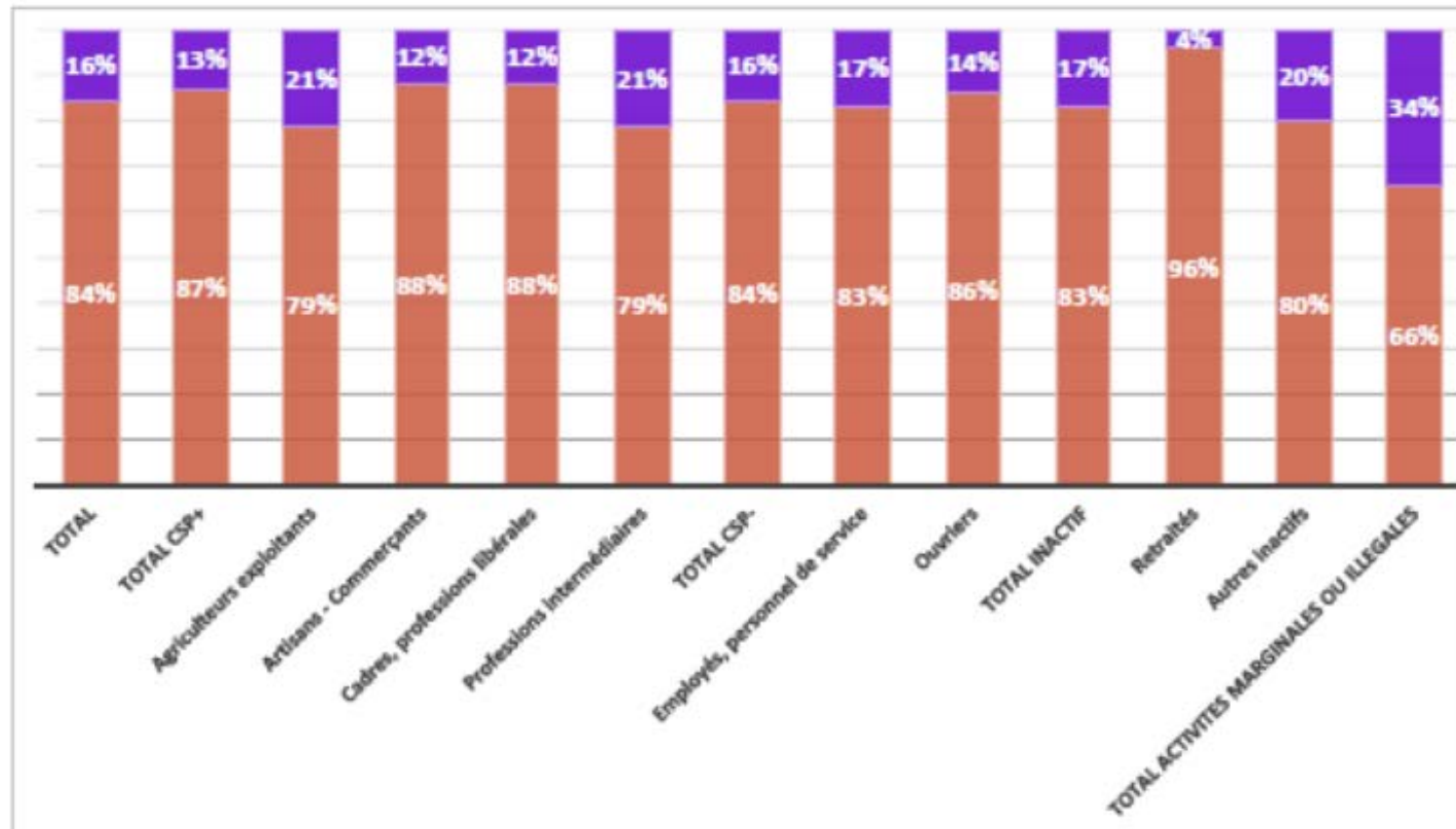
白人は「ヒーロー」の割合が高い。



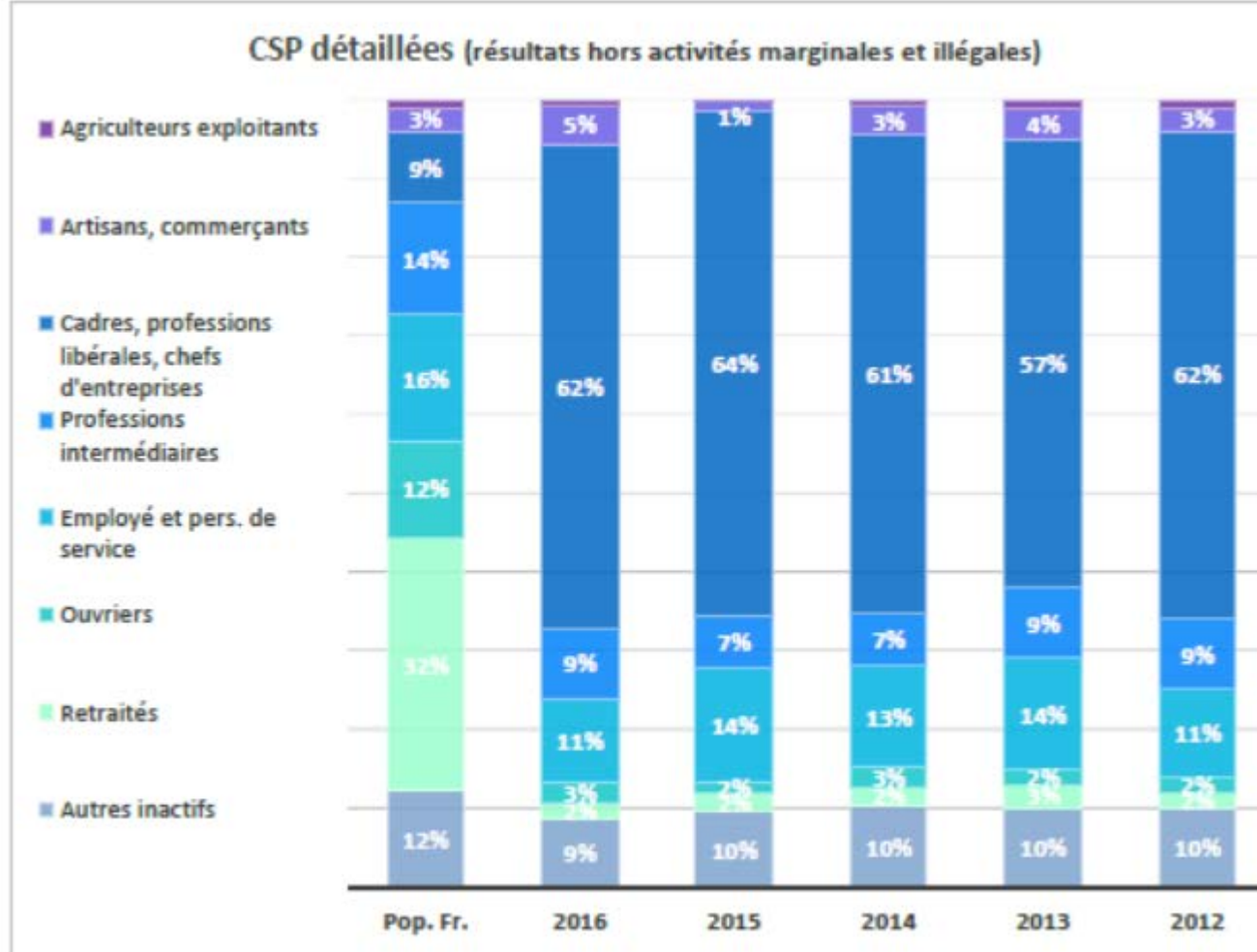
テレビにおける人種の描写

職業別にみた白人／非白人比率

年金生活者、企業幹部・専門職は白人が多く、周辺の・違法な活動には非白人が多い。



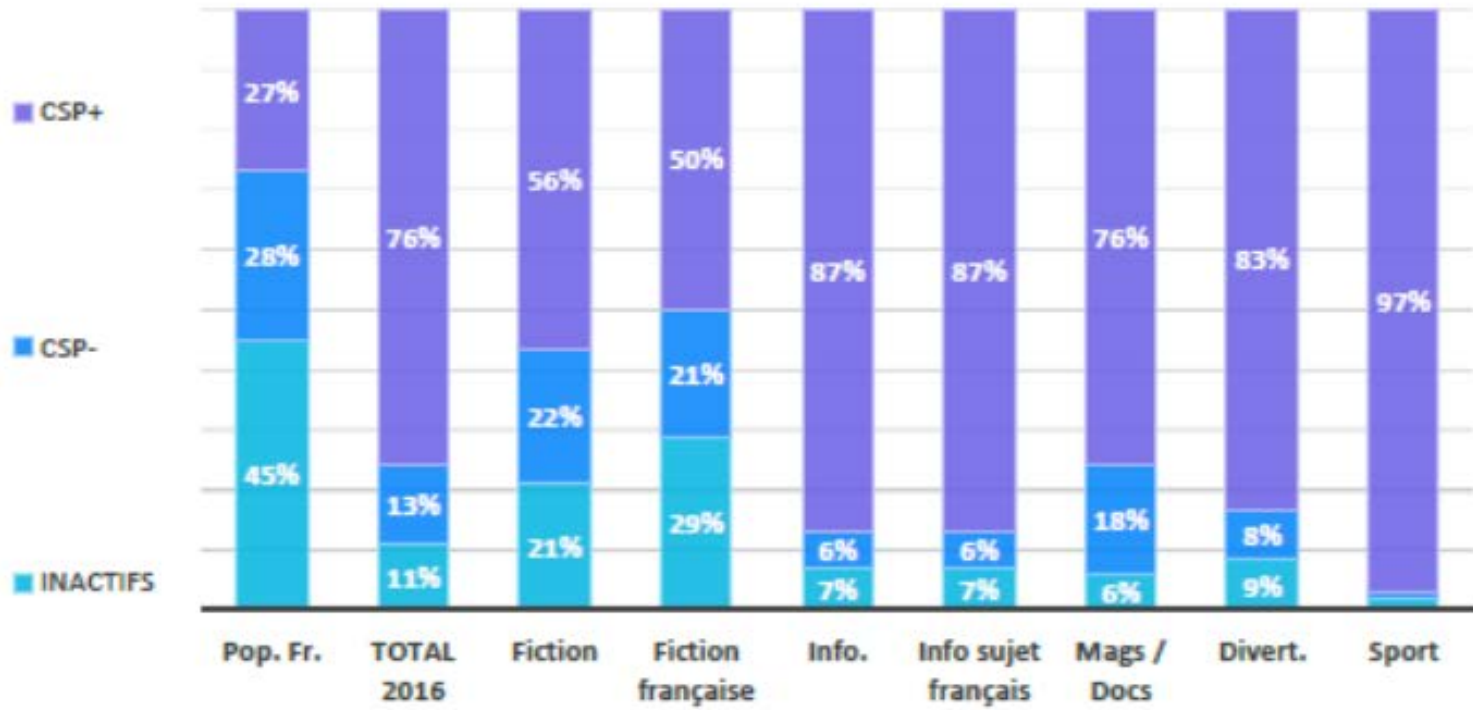
社会活動・職業別の分析



- 企業管理職・専門職は、人口の14%にすぎないのに対し、テレビに登場するのは6割。
- 年金生活者は3割いるのに、テレビにはほとんど登場しない。

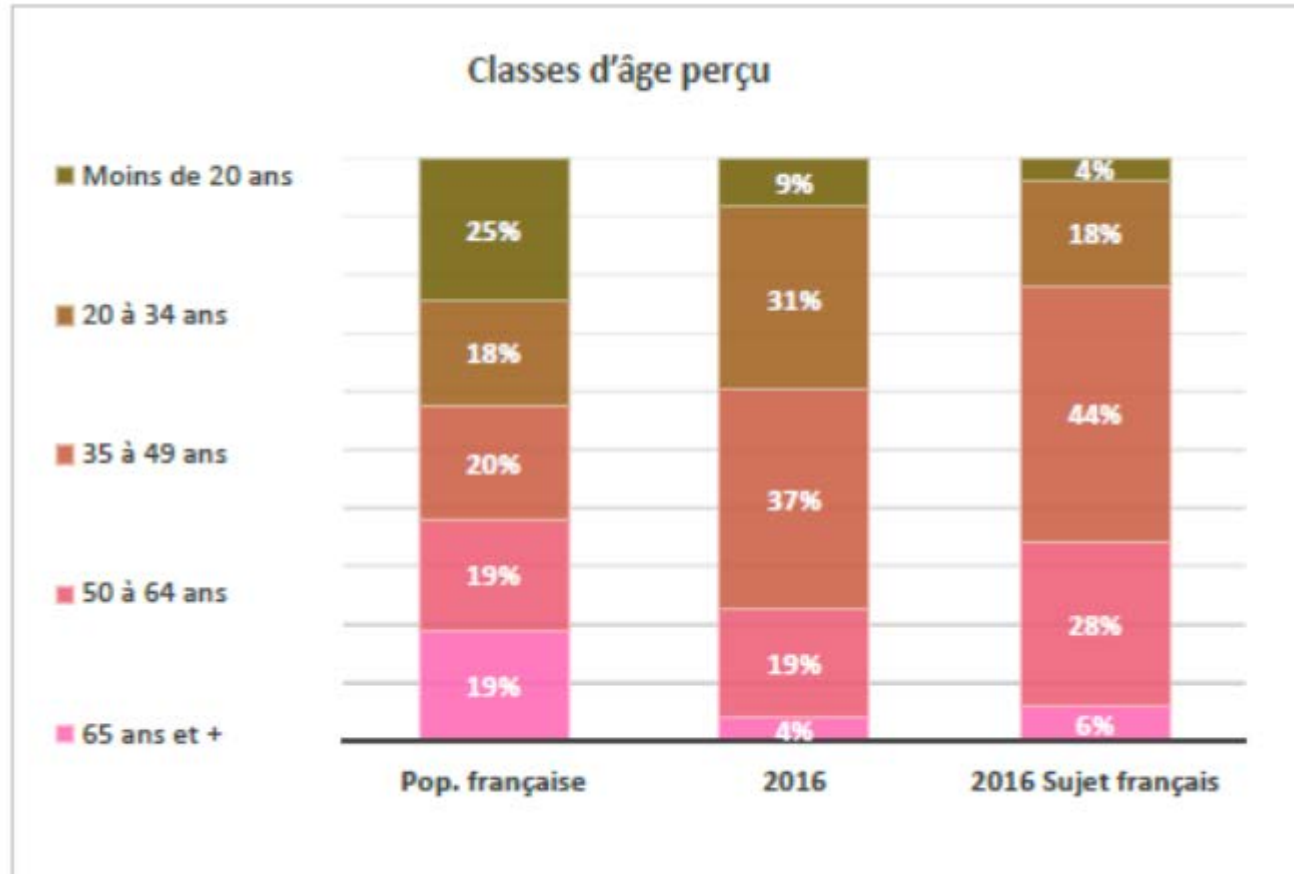
社会活動・職業別の分析

CSP regroupées (résultats hors activités marginales et illégales)



フィクション作品では相対的にバランスが取れている。

年齢別の分析



20歳未満と65歳以上が過少代表。

障がい者の描写

Genres	2016	2015	2014	2013
TOTAL (Tous genres)	0,8%	0,7%	0,7%	0,4%
Fictions	0,9%	0,8%	NC	NC
Information	0,4%	0,5%	0,2%	0,1%
Magazines / Documentaires	0,4%	0,6%	NC	NC
Divertissement	0,3%	-	NC	NC
Sport*	8,8%	-	NC	NC

**Attention : En 2016, 64% des personnes indexées comme ayant un handicap l'ont été dans des programmes sportifs dédiés aux jeux paralympiques 2016.*

2016年報告書におけるCSAの勧告

① 購入されるフィクションにおける多様性を体現する人物の存在の数値目標を掲げるようテレビ局に促すこと。

② フィクションにおける多様性を体現する人物の役割の質について格別の関心を払うこと。

③ 番組購入契約における「多様性」条項適用の年次報告を行うよう視聴覚メディアに促すこと。

④ 多様性指標の結果のさらなる活用をテレビ局に促すこと。

⑤ テレビ局が貧困問題を扱うよう促すこと。

⑥ 貧困状態にある人々の描写の基準を多様性指標に含めること。

⑦ 視聴覚企業内部で、社員の多様性教育をシステム化すること。

⑧ 出身、宗教および多様な社会的カテゴリの人々の個人的成功をより強調し、特に若者が新たな希望を育めるようにすること。

⑨ CSAの米国およびドイツでの調査で明らかにされた成功例の実施を検討すること。

⑩ いくつかのフィクションについて、社会のあらゆる構成要素出身の、若く才能のあるディレクターやシナリオライターに開放されたワークショップを設け、こうした構想作業に参加する機会を与えること。

放送における社会の多様性の反映に関する法的枠組

- 機会の平等に関する2006年3月31日法による1986年法の改正。CSAに①cohésion socialeおよび差別対策への貢献を任務に、②視聴覚事業者がフランス社会の多様性を反映する番組を放送するよう配慮することを規定（3-1条）。
- 2009年3月5日法は、多様性の反映に関するCSAの役割を強化、事業者特にフランス・テレビジョンへの立法者の期待を強調。同法により国会への毎年の報告義務。
- これらを受けた2009年11月10日のCSA決定で、テレビ事業者の年次約束と報告、CSAによる調査とその結果の公表について定めた。
 - 2015年9月16日改正でラジオも含め、また、障がい者の描写についても対象に。

CSAの対話型規制

- * 曾我部「フランスにおける放送の自由と対話型規制」日仏法学26号（2011年）
- 協定（協約、convention）
 - 民放免許と同時に事業者とCSAとの間で交渉の上締結。番組編成の計画（ex. 子供向け番組の年間放送時間は1000時間、など）や詳細な放送倫理規定の定めなど。
 - 放送事業者の義務を明確に定め、規制の実効性確保（違反には課徴金、一定期間の放送停止、免許期間短縮処分が可能〔免許取消しはできない〕）。
 - 事業者の性格や実情に応じて義務を個別化。
 - 公共放送については、同様の内容を業務方法書（cahiers des charges）をデクレ（政令）で定めるが、双方向的な要素はやや薄い。

CSAの対話型規制

- 共同規制（corégulation）
 - 協定はCSAと個別事業者との直接的・個別的な対話を伴うものであったが、もう少し広く、規制機関と主として事業者団体との間の協力に基づいて規制の枠組みを設定したり規制を執行したりする場合として、共同規制と呼ばれるものがある。
- テレビ番組及び広告における健康のための食事及び運動を促進するための憲章
 - 放送事業者、広告主、番組制作事業者が、子供の肥満防止に向けて一定の取組を行うことを約束。放送事業者は、本憲章の趣旨に合致した番組を一定時間放送（若者向けチャンネルは年間25-35時間、公共放送は20-25時間、一般民放は10-15時間など）。
- 社会の多様性反映に向けた取組もこうした手法の枠内のものと位置づけ可能。

Fin

Merci pour votre attention.